

新那覇市立病院（仮称）基本設計業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

新那覇市立病院（仮称）基本設計業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

本業務は、那覇市立病院の建替えについて、基本設計を行うものである。
詳細は、別紙「建築設計業務共通仕様書」及び「新那覇市立病院（仮称）基本設計業務特記仕様書」のとおりとする。

(3) 契約期間

契約締結の日の翌日から令和2年3月23日までとする。

(4) 業務委託費

¥152,780,000円（消費税及び地方消費税抜き）を上限とする。

2 担当窓口

(1) 地方独立行政法人 那覇市立病院 事務局新病院建設室

住 所 〒902-8511
沖縄県那覇市古島2丁目31番地1
電話番号 098-884-5111（内249）
E-mail nch_tatekae@nch.naha.okinawa.jp

(2) 本病院プロポーザルのウェブサイト（以下「本病院ウェブサイト」という。）

URL : <http://www.nch.naha.okinawa.jp>

3 全体スケジュール

全体スケジュール 内 容	日 時
公示日	令和元年6月10日(月)
参加申込期限	令和元年6月21日(金)午後5時まで
質問受付期限	令和元年6月28日(金)午後5時まで
企画提案書等提出期限	令和元年7月19日(金)午後5時まで
第一次審査	令和元年7月下旬(予定)
第二次審査	令和元年7月下旬～8月上旬(予定)
契約締結	令和元年8月中旬(予定)

※現場説明会は開催しない。建設予定地を見学する場合は、担当窓口へ事前に連絡を入れること。また、写真撮影等を行う場合も含め来院者及び周辺住民等への配慮に努めること。

4 応募資格等

参加表明書を提出できる者は、次に掲げるすべての要件を満たしている設計共同企業体とする。

- (1) 構成員数は、3者を上限とする設計共同企業体であること。
- (2) 構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）は、設計共同企業体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が最大であること。ただし、構成員の出資比率は問わない。
- (3) 代表構成員及び構成員は以下の条件をすべて満たすこと。
 - (a) 契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び那覇市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体をいう。）である者に該当しないこと。
 - (b) 平成31・32年度那覇市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が建築関係コンサルタント業務の「建築一般」で認定されていること。
 - (c) 那覇市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
 - (d) 公示日から受託候補者の選定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は国及び地方公共団体の指名停止措置若しくは那覇市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
 - (e) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けたものであるとともに法人格を有する者。
- (4) 代表構成員又は構成員のいずれかが、那覇市内に登記簿上の本社（本店）を有していること。
- (5) 代表構成員及び構成員は、本プロポーザルに参加する他の設計共同企業体の代表構成員、構成員及び協力事務所として参加していないこと。

※「協力事務所」とは、業務の一部を委託し又は請け負わせる事務所をいう。
- (6) 代表構成員は、平成16年4月1日以降に、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する病院又は公的病院（医療法第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院）の整備（300床以上の病院の新築又は診療棟を含む300床以上の病棟建替えに限る。）に関する基本設計及び実施設計を、単体企業又は設計共同企業体として受託し、公示日までに業務を完了した実績が3件以上あること。ただし、設計共同企業体の実績の場合は、代表構成員としての実績に限る。
- (7) 技術者の資格要件は次のとおりとする。ただし、管理技術者及び各担当分野の主任技術者は、他の担当分野の技術者を兼ねることができない。
 - (a) 管理技術者
 - ① 建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士の資格を有し、かつ、資格取得後5年以上の実務経験を有する者。
 - ② 平成16年4月1日以降、管理技術者として、前記(6)の病院に関する基本設計及び実施設計の業務を行った実績がある者。
 - (b) 意匠担当主任技術者
 - ① 建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士の資格を有し、かつ、資格取得後5年以上の実務経験を有する者。

- ② 平成16年4月1日以降、管理技術者又は意匠担当主任技術者として、前記(6)の病院に関する基本設計及び実施設計の業務を行った実績がある者。
- (c) 構造担当主任技術者として、建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する構造設計一級建築士の資格を有する者。
- (d) 電気設備担当主任技術者として、建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士又は建築設備士の資格を有し、かつ、資格取得後3年以上の実務経験を有する者。又は設備設計一級建築士の資格を有する者。
- (e) 機械設備担当主任技術者として、建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士又は建築設備士の資格を有し、かつ、資格取得後3年以上の実務経験を有する者。又は設備設計一級建築士の資格を有する者。
- (f) 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、応募者の組織に属していること。また、応募者の組織と直接的かつ恒常的な雇用関係（公示日以前に3か月以上の継続した雇用関係）にあること。

5 参加申込

(1) 提出書類

(a) 参加表明書(様式1)

① 那覇市税の納税(完納)証明書(原本)

「〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある那覇市の納税(完納)証明書（証明年月日が参加表明書提出日3か月前の日以降のものに限る。）。

すべての構成員分を提出すること。那覇市への納税義務のないものにあつては、その旨の申立書（様式15）を添付すること。

② 消費税及び地方消費税の納税証明書(原本)

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか。）。「電子納税証明書は不可。」（証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

すべての構成員分を提出すること。

(b) 共同企業体結成届(様式3)

※構成員の出資比率が確認できる協定書を添付

(c) 応募者の概況(様式4)

(2) 提出部数、作成方法等

別紙「新那覇市立病院(仮称)基本設計業務公募型プロポーザル応募申請書様式集」による。

(3) 提出期間

公示日から令和元年6月21日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(4) 提出場所

前記2の担当窓口まで持参すること。

(5) 参加制限

次の各項目に該当する者は、本プロポーザルに参加できない。

- (a) 後記9(1) 審査委員会の委員及びその家族が所属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者。

〔資本面又は人事面において関連のある者〕

「資本面において関連のある者」とは、一方の事業者が他方の事業者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、一方の事業者の代表権を有する役員が他方の事業者の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

- (b) 審査委員会の委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者。
- (c) 配置する管理技術者及び各担当分野の主任技術者が、審査委員会の委員又は審査委員会の委員の三親等以内の親族である者。

6 質問の受付及び回答

- (1) この実施要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- (a) 期間

公示日から令和元年6月28日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

- (b) 提出書類及び方法

質疑書(様式2)を前記2の担当窓口にて、電子メール(Word形式)で提出し、送信後到達を電話確認すること。また、質問がない場合は、質疑書に質問がない旨の記述を行い、提出すること。

- (2) 前記(1)の質問に対する回答は、応募者に電子メールで行う。

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類

- (a) 応募者の実績調書(応募資格確認用)(様式5)

※実績を証明する書類等の写しを添付。

- (b) 応募者の実績調書(第一次審査用)(様式6)

※実績を証明する書類等の写しを添付。

- (c) 管理技術者の資格・実績調書(様式7)

※資格登録書類、健康保険証の写し及び実績を証明する書類等の写しを添付。

- (d) 各担当主任技術者の資格・実績調書(様式8～11)

※資格登録書類、健康保険証の写し及び実績を証明する書類等の写しを添付。

- (e) 本基本設計業務を受託した場合の取組体制(様式12)

※本基本設計業務に関与する人数を記入すること。

- (f) 協力事務所に関する調書(様式13)

※協力事務所がない場合は不要。

- (g) 企画提案書(A3判、2枚)(様式14)

- (h) 企画提案書の電子ファイル(CD-R)
- (2) 提出部数、作成方法等
別紙「新那覇市立病院(仮称)基本設計業務公募型プロポーザル応募申請書様式集」による。
- (3) 提出期間
参加表明書を提出した日から令和元年7月19日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。
- (4) 提出場所
前記2の担当窓口まで持参すること。

8 企画提案書記載事項の概要

企画提案として、次の事項等(評価テーマ)について、文章での表現を原則とし、応募者の考え方や提案内容を簡潔に示すこと。又、視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限の範囲においてのみ認める。

- (1) 業務への取組姿勢
本基本設計業務を進めるうえで応募者が考える取組みの姿勢として次の事項について提示すること。
 - (a) 「新病院建設基本構想」及び「新病院建設基本計画」に示された内容を踏まえた本基本設計業務に取り組む基本的な考え方
 - (b) 組織体制の特徴等の他、組織における那覇市内企業の果たす役割等
 - (c) 業務の全体工程の考え方(フロー図等で提示)
 - (d) 病院内外、その他関係者からの意見聴取や合意形成の手法及び本基本設計業務への反映方法
- (2) 新病院建設基本計画を踏まえた全体建設計画の提案
 - (a) 狭隘な敷地における新病院建設について、現病院の診療継続を踏まえ、診療機能への影響を最小とする建設計画
 - (b) 災害拠点病院としての機能を発揮するための対応等
 - (c) 医療需要の変化・医療の高度化への対応等
 - (d) 本市の高温多湿な気候風土や塩害等の地域特性を踏まえた安全性や耐久性等
- (3) 建設費及び維持管理費等縮減の提案
計画敷地の特性や本市の気候風土を理解したうえで建設費及び維持管理経費の縮減に関する考え方について次の事項等について示すこと。
 - (a) 品質及び安全性等の確保を前提としたうえでの建設コストの低減策等
 - (b) 供用開始後の維持管理や設備更新等を含めたコストの縮減策等
- (4) 独自提案
新那覇市立病院(仮称)の果たすべき役割や目指す姿を実現するための独自の提案や本基本設計業務を進めるうえで特に提案したい事項等があれば具体的に示すこと。

9 審査

(1) 審査委員会

設計者の選定に関する審査は、「新那覇市立病院（仮称）基本設計業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が行う。

〔審査委員〕

氏名	所属・職名等
安里 哲好	一般社団法人沖縄県医師会 会長
山城 千秋	一般社団法人那覇市医師会 会長
前原 信達	那覇市自治会長会連合会 会長
城間 貞	公認会計士
長嶺 達也	那覇市健康部長
玉城 義彦	那覇市都市みらい部長
宇地原 靖	那覇市健康部参事監
屋良 朝雄	地方独立行政法人那覇市立病院 理事長（院長）
新垣 均	地方独立行政法人那覇市立病院 理事（副院長）
外間 浩	地方独立行政法人那覇市立病院 理事（副院長）
藤本 みゆき	地方独立行政法人那覇市立病院 理事（副院長）
砂川 敦	地方独立行政法人那覇市立病院 事務局長

(2) 第一次審査

(a) 審査方法

提出された必要書類及び企画提案書を基に応募資格等の審査を行い、応募資格を有し、参加制限に該当しないと認められた者について、審査基準を基に審査委員会による第一次審査を実施し、第二次審査に参加できる応募者を4者程度選定する。

(b) 審査基準

後記10(1)の第一次審査における審査基準のとおり。

(c) 審査結果の発表

応募資格を有しない、又は参加制限に該当すると判断された者については、その結果を第一次審査後に書面にて通知する（担当窓口での受取り）。

第一次審査の結果は、第一次審査後に応募者に書面で通知する（担当窓口での受取り）。審査の経緯等については、第二次審査終了後に審査経緯及び講評を発表する。なお、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

(3) 第二次審査

提出された企画提案書の内容に関し、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施した後に、審査委員会による審査を行い最優秀者及び次点者を決定する。プレゼンテーション等の詳細は第一次審

査後に、第二次審査参加者通知と合わせて参加者へ通知する（担当窓口での受取り）。なお、プレゼンテーション等については非公開とする。

(a) プレゼンテーション等の実施

- ① 第二次審査参加者による企画提案書の説明（15分程度）及びヒアリング（10分程度）を指定された順（参加表明書の提出順）で、参加者ごとに行う。
- ② 企画提案書の内容を説明する際には、パソコンとプロジェクターを使用することができる。ただし説明は、企画提案書に記載の内容のみを行うこととし新たな提案等は認めない。

(b) 審査結果の公表

第二次審査の結果は、第二次審査参加者に書面で通知する（担当窓口での受取り）。また、審査の経緯等については、別途、最優秀者及び次点者の名称、全ての応募者の企画提案書及び審査経緯を審査の講評と併せて本病院ウェブサイトで公表する。

なお、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

10 審査基準

(1) 第一次審査

第一次審査は、以下の基準や評価の視点を踏まえたうえで、審査委員会において総合的な評価を行う。

(a) 評価項目等については次のとおり

応募者資質評価（40点）				
評価項目	評価事項			配点(点)
企業の評価	医療施設の業務実績を施設の病床数等を基に評価(2件まで評価) (4×2件)			8
配置する技術者の評価 *管理技術者及び主任技術者としての実績を評価	配置する技術者の実績を携わった施設の病床数等により評価(各技術者につき2件まで評価) *配点に別表の乗率を乗じて採点	管理技術者 (4×2件)		8
		主任技術者 (3×2件)	意匠	6
			構造	6
			電気	6
			機械	6
小計			40	
企画提案書評価（60点）				
評価項目	評価基準			配点(点)
企画提案に対する評価	企画提案書(様式14)に示された応募者の考え方や提案内容について、項目ごとの的確性、独創性、実現性等を考慮して総合的に評価 *配点に別表の評	取組姿勢		20
		全体建設計画		15
		コスト縮減		15
		独自提案		10

	価点を乗じて採点		
			合計 100

(b) 企業の評価の基準及び採点方法

企業評価は次の基準により行う。評価する実績は2件までとし、代表構成員の実績の中でより評価の高いものを選び記載すること。ただし、評価する実績については、応募者が単体企業又は設計共同企業体の代表構成員として受託し、公示日までに業務を完了した実績に限る。

実績種別	評価基準	配点(点)
県内医療施設実績(1)	病床数 400 床以上の「県内医療施設」	4
県外医療施設実績(1)	病床数 400 床以上の「県外医療施設」	3
県内医療施設実績(2)	病床数 300 床以上 400 床未満の「県内医療施設」	2
県外医療施設実績(2)	病床数 300 床以上 400 床未満の「県外医療施設」	1

※「県外医療施設実績」は、評価基準の規模ごとに、国内における沖縄県以外の都道府県において平成16年4月1日以降に、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する病院又は公的病院（医療法第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院）の整備（病院の新築又は診療棟を含む病棟建替えに限る。）に関する基本設計及び実施設計を、単体企業又は設計共同企業体の代表構成員として受託し、公示日までに業務を完了した実績であること。

※「県内医療施設実績」は、評価基準の規模ごとに、沖縄県内において平成16年4月1日以降に、病院の整備（病院の新築又は診療棟を含む病棟建替えに限る。）に関する基本設計及び実施設計を、単体企業又は設計共同企業体の代表構成員として受託し、公示日までに業務を完了した実績であること。

(c) 配置する技術者の評価の基準及び採点方法

配置する技術者の評価は、過去の実績1件に対する配点を管理技術者については4点、各担当主任技術者については3点とする。採点は、過去の実績1件ごとの配点に次表の乗率を掛け合わせた点数を最大2件まで合算した点とする。評価する実績は、過去に管理技術者又は主任技術者として携わった実績に限るものとし、過去に所属した企業等での実績についても記載することができる。

(別表 技術者実績の乗率)

実績種別	評価基準	乗率
県内医療施設実績(1)	病床数 400 床以上の「県内医療施設」	1.0
県外医療施設実績(1)	病床数 400 床以上の「県外医療施設」	0.8

県内医療施設実績(2)	病床数 300 床以上 400 床未満の「県内医療施設」	0.6
県外医療施設実績(2)	病床数 300 床以上 400 床未満の「県外医療施設」	0.4
県内医療施設実績(3)	病床数 200 床以上 300 床未満の「県内医療施設」	0.2
県外医療施設実績(3)	病床数 200 床以上 300 床未満の「県外医療施設」	0.1

「県外医療施設実績」及び「県内医療施設実績」の定義は、前記 10 審査基準(1)(b)※のとおり。

(d) 企画提案に対する評価の基準及び採点方法

企画提案に対する評価は、提出された企画提案書の評価テーマごとに、審査委員が総合的に評価を行う。評価テーマごとの配点は取組姿勢 20 点、全体建設計画 15 点、コスト削減 15 点及び独自提案 10 点とする。採点は、評価テーマごとに各審査委員が 5 段階（別表 企画提案に対する評価点）で評価した平均により評価点（1.0～0.0）を決定し、評価テーマの配点を乗じた点とする。

（別表 企画提案に対する評価点）

評価項目	評価事項	各委員の評価点				
		1.0	0.8	0.6	0.4	0
企画提案に対する評価	設定したテーマに対する企画提案について、的確性（与条件との整合性が取れているか等）、獨創性（工学的知見に基づく獨創的な提案がされているか等）、実現性（提案が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して各評価テーマごとに総合的に評価する。	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い

(2) 第二次審査

第二次審査における審査基準は、第二次審査参加者に対し、第一次審査結果通知と併せて提示する。

11 失格要件

次の要件に一つでも該当する場合は、失格となる。

- (1) 応募者1者につき複数の提案を行った場合。
- (2) 応募者が、本プロポーザルに定める要項、手順、手続き及び提出期限等を遵守しない場合。
- (3) 提出書類が、本要領等に定める様式及び記載上の留意事項に適合しない場合。

- (4) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (5) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (6) 第三者の著作権を侵害する提案をした場合。
- (7) 審査委員会の委員との間に利害関係がある場合。
- (8) 本件の公示日から受託候補者選定の公表までの間において、本件に関して、審査委員会の委員に、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合。

12 契約の方法

- (1) 最優秀者として決定された者を受託候補者とし、本業務の契約締結交渉を行う。
なお、最優秀者との交渉が不調となった場合は、次点者を受託候補者として契約締結交渉を行う。
- (2) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、契約予定額の100分の5に相当する額を損害賠償金として本病院に支払わなければならない。また、本病院は、正当な理由なく契約を締結しない受託候補者を本病院における入札に参加させない措置を講じることができるものとする。
- (3) 契約の条件は、別添「契約書（案）」のとおりとする。

13 その他

- (1) 本件において、書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等の作成及び提出、並びにプレゼンテーション等、本プロポーザルに係る全ての費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書の著作権は、その応募者に帰属することとする。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、受託候補者の選定に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (6) 提出された企画提案書（様式14）は、受託候補者の選定後、最優秀者及び次点者に限らずすべてウェブサイト等で掲載する予定としているが、最優秀者として選定されなかった場合において企画提案書の掲載を承諾しない場合には、その旨を企画提案書（様式14）の余白部分に明記すること。
- (7) 参加表明書及び企画提案書等は、提出期限後の差し替え、再提出を認めない。また、管理技術者等は、死亡、退職等のやむを得ない事情がある場合を除き、変更できない。
- (8) 提出された参加表明書及び企画提案書等に係る内容は、受託候補者選定の目的以外に応募者に無断で使用しない。ただし、地方独立行政法人那覇市立病院における那覇市情報公開条例の施行に関する規程により、那覇市情報公開条例（昭和63年那覇市条例第1号）第5条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

- (9) 本業務は、意匠の分担業務分野を除き、再委託できるものとする。
- (10) 本業務の受注者及び協力を受ける他の設計事務所（資本面又は人事面において関連のある者を含む。）は、本件業務等に係る建設工事の入札に参加し、又は当該工事等を請け負うことができない。
- (11) 本業務の受注者が誠実に本業務を履行した場合には、今後発注する実施設計業務における随意契約の相手方とすることがある。その場合の契約金額は、本件契約の落札率を参考にしながら協議するものとする。
- (12) 辞退について、参加表明書提出以降に辞退する場合は、担当窓口まで電話連絡のうえ、「辞退届（様式 16）」を持参して提出すること。
- (13) 関連図書類は、本病院ウェブサイトからダウンロードできる。